

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「都市技術審議官」を「都市建築技術審議官」に改め、「局付」を削り、「担当課長」の下に「減災対策推進担当課長 土砂法指定推進担当課長」を加え、同表教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、「課長」の下に「県立学校改革担当課長」を加え、「グローバル教育監」を削り、「委員会係長」を「教育広報係長」に改め、「県立学校改革係長」を削り、同表備考2中、「局付」とは、局付のうち、商工労働局に置かれ海の道プロジェクト・チームの事務に従事するものをいい」を削り、「市町行財政課」を「地域力創造課」に、「土木総務課」を「土木建築総務課」に改め、同表備考6中「第三項」を「第四項」に、「三十」を「三十一」に、「及び学校経営支援課（教職員定数係及び学校経営支援推進班学校業務改善担当に限る。）」を「学校経営支援課（教職員定数係及び学校経営支援推進班学校業務改善担当に限る。）」及び学

校経営支援課（人事を担当するものに限る。）」及び県立学校改革担当（人事を担当するものに限る。）」に改める。

別表第二建設事務所の項中「ダム管理事務所」の下に「事業所長」を加え、同表中広島ヘリポート管理事務所の項を削る。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。